

令和 2 年 第 3 回

香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会 議 録

11月30日 開会

11月30日 閉会



令和2年第3回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録  
11月30日（月曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第27号

令和2年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月20日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 令和2年11月30日（月） 午後2時  
2 場 所 ホテルマリンパレスさぬき 2階 瀬戸

---

午後2時0分 開会

出席議員 22名

1番	北谷 悌 邦	12番	橋 本 守
2番	竹 内 俊 彦	13番	為 広 員 史
3番	大 浦 澄 子	14番	岡 野 能 之
4番	鎌 田 基 志	15番	安 井 信 之
5番	井 上 孝 志	16番	糸 井 明 人
6番	中 谷 真裕美	17番	井 下 良 雄
7番	横 川 重 行	18番	宮 本 隆
8番	植 條 敬 介	19番	河 野 雅 廣
9番	氏 家 寿 士	20番	別 所 保 志
10番	大 賀 正 三	21番	古 川 幸 義
11番	松 原 壯 典	22番	川 西 米希子

出席関係者

広域連合長	大 西 秀 人	事業課給付第一 グループリーダー	古 田 智 義
副広域連合長	大 山 茂 樹	事業課給付第二 グループリーダー	大 西 浩 之
副広域連合長	谷 川 俊 博	事業課保健事業 グループリーダー	合 田 智 代
事務局 長	永 正 千 里	議会事務局 長	川 野 祥 靖
事業課 長	新 開 美 沙 子	議会事務局次長	高 田 章 弘
事業課資格管理・保険料 グループリーダー	藤 井 慶 子	事務局書記	小笠原 拓 也

## 議 事 日 程

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第13号から認定第1号まで

議案第13号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第14号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

認定第1号 令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第13号から認定第1号まで

---

○議長（鎌田基志君）皆さんこんにちは。

これより令和2年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 会期決定について

○議長（鎌田基志君）まず、日程第1会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第2 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において9番氏家寿士君及び22番川西米希子君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長はじめ関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（川野祥靖君）議案第13号～認定第1号までの議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第3 議案第13号から認定第1号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第3議案第13号から認定第1号までを一括議題といたし

ます。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本広域連合でも4月や5月には前年度比で被保険者の10%程度の受診控えが見られましたが、6月以降は例年並みに戻りつつあるようでございます。しかしながら、本県でも感染者数が11月に入りましてから40人を超えるなどいまだ予断を許さない状況でございまして、今後とも十分に注視してまいりたいと存じます。

また、先般国保中央会から、速報値ではありますが、昨年度の後期高齢者医療制度の概算医療費総額は、前年度比3.9%増の約17兆円に達したことが発表されました。これは、被保険者数が2.5%増え、1,790万人となったことや、1人当たりの医療費が1.4%伸びたことによるもので、この傾向は本県においても同様であると同時に、当分の間続くものと存じます。

現在、国におきましては、全世代型社会保障検討会議の場で年金や介護保険のほか、医療保険制度などの給付と負担の見直しについても議論が行われておりますが、75歳以上の医療費負担に関し、その結論が年末に延期されるなど、コロナ禍におきまして先行きが不透明な状況にございます。

このような中、本広域連合では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、本年度から幾つかの市町と連携、協力し、保健事業と介護予防との一体的な実施を始めたところでございます。今後とも健康寿命の延伸に向け、保健事業に積極的に取り組んでまいりますとともに、引き続き国、県等関係機関とも連携しながら後期高齢者医療制度の円滑かつ効率的な事業運営に努めてまいりたいと存じますので、議員皆様方より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の令和2年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第13号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、職員の給与について人事院勧告に準拠して改定するため、改

正するものでございます。

次に、議案第14号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成30年度税制改正に伴う高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、認定第1号令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入は予算現額5億6,472万3,000円に対し、収入済額は5億5,373万6,364円で、予算現額と比較して1,098万6,636円の減となっております。

また、歳出は予算現額5億6,472万3,000円に対し、支出済額は5億4,005万3,084円で、不用額は2,466万9,916円となり、執行率は95.6%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、収入済額は5億5,267万7,000円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、医療費適正化等推進事業費補助金で、収入済額は405万3,000円でございます。

次に、第4款「繰入金」は、後期高齢者医療制度周知のための小冊子作成や、市町が実施した人間ドックへの補助金に要した経費等を特別会計から繰り入れたもので、収入済額は2,764万7,110円でございます。

次に、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は1,431万6,422円でございます。

次に、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子や、レセプトデータの情報提供料等で、収入済額は245万8,612円でございます。

以上、歳入合計は5億5,373万6,364円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「議会費」は、議員報酬や広域連合議会定例会等に係る経費で、支出済額は94万1,549円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、派遣職員の給料や職員手当等のほか、被保険者証の郵送に係る通信運搬費、療養費の審査支払手数料、電算処理システ



ム等に係る委託料、事務室使用料などで、支出済額は5億389万2,923円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は2万5,200円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬等で、支出済額は4万2,712円でございます。

次に、第3款「民生費」は、懇話会開催経費や、重複・頻回受診者訪問指導委託料、広域連合電算次期システム構築委託料、市町が実施する人間ドック等の補助金などで、支出済額は3,515万700円でございます。

以上、歳出合計は、5億4,005万3,084円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億5,373万6,364円、歳出総額は5億4,005万3,084円で、歳入歳出差引額は1,368万3,280円となり、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌令和2年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入は予算現額1,459億1,877万円に対し、収入済額は1,475億5,990万8,731円で、予算現額と比較して16億4,113万8,731円の増でございます。

また、歳出は予算現額1,459億1,877万円に対し、支出済額は1,447億3,305万5,175円で、不用額は11億8,571万4,825円となり、執行率は99.2%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び市町が負担する療養給付費負担金で、収入済額は244億4,811万1,499円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、国が負担する療養給付費負担金及び高額医療費負担金のほか、調整交付金や、市町に委託して実施した健診事業費の補助金及び低所得者の保険料軽減措置に対する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、収入済額は482億1,205万1,507円でございます。

次に、第3款「県支出金」は、県が負担する療養給付費負担金及び高額医療費負担金で、収入済額は121億6,268万3,108円でございます。

次に、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は581億

6,431万8,000円でございます。

次に、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費に対する交付金で、収入済額は4,163万8,214円でございます。

次に、第7款「財産収入」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入で、収入済額は179万5,616円でございます。

次に、第8款「繰入金」は、過年度の医療給付費等を国、県、市町へ返還するための後期高齢者医療事業財政調整基金からの繰入金で、収入済額は23億3,725万5,000円でございます。

次に、第9款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は19億2,867万2,669円でございます。

次に、第10款「諸収入」は、交通事故などによる第三者行為に係る納付金及び不正請求に係る診療報酬返還金や、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金並びに過年度分高額療養費返納金で、収入済額は2億6,338万3,118円でございます。

また、返納金等の時効に伴う不納欠損額は、70万9,927円でございます。なお、収入未済額は1億4,351万7,284円で、このうち1億3,317万6,759円が、現在破産手続中の医療法人社団ジーアンドケーが開設、運営する五番丁病院の不正請求に係る診療報酬返納金でございます。

以上、歳入合計は、1,475億5,990万8,731円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費や高額療養費、葬祭費等の給付に要する経費で、支出済額は1,410億8,203万587円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費による財政への影響を緩和するための共同事業への拠出金で、支出済額は3,576万8,939円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、市町へ委託した健康診査や、75歳及び80歳被保険者を対象に実施した歯科健康診査に要した経費で、支出済額は5億6,193万7,902円でございます。

次に、第5款「基金積立金」は、後期高齢者医療事業財政調整基金を定期預金で運用し、その利息収入を基金に積み立てたもので、支出済額は179万5,616円でございます。

次に、第6款「諸支出金」は、保険料の還付加算金や、過誤納金に係る払戻金及び過年度の医療給付費等に係る国、県、市町への返還金などで、支出済額は30億5,152万

2,131円でございます。

以上、歳出合計は、1,447億3,305万5,175円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1,475億5,990万8,731円、歳出総額は1,447億3,305万5,175円で、歳入歳出差引額は28億2,685万3,556円となり、このうち15億円を財政調整基金に積み立て、残額13億2,685万3,556円を剰余金として翌令和2年度の歳入に編入するものでございます。

なお、令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、去る9月23日付で、監査委員から、予算の執行は適正であることを認めた旨の意見書をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

7番 横川重行君。

○7番（横川重行君）議長——7番。

〔7番（横川重行君）登壇〕

○7番（横川重行君）お許しをいただきましたので、質疑を行います。

1点目に令和元年度の後期高齢者医療事業特別会計、「諸収入」について伺います。

「雑入」、「返納金」のうち不納欠損額70万7,321円、収入未済額1億3,970万6,144円の経緯を示していただき、今後の方針、見込みを伺います。特に、五番丁病院が看護師の在籍数を水増しするなどして、診療報酬約1億3,317万円を不正請求した事件についての経過を説明していただきたい。さらに、今後の回収見込額を示していただきたい。

2点目に令和元年度主要施策であります。本年3月の段階から新型コロナウイルスの影響で中小大手を含め、大きな減収を余儀なくされたという報告が出ています。11月18日現在であります。帝国データバンクからの情報では新型コロナウイルス関連倒産、法人及び個人事業主は全国で713件判明しています。法的整理は637件で、破産604件、民事再生法30件、特別清算3件です。事業停止が76件あります。業種別上位は、飲食店が108件、ホテル・旅館66件、アパレル・雑貨小売店47件、建設・工事業

46件、食品卸37件、アパレル卸26件などであります。また、コロナの影響で上半期売上高では既に10兆円を超えて下方修正しております。

一方、コロナ禍の企業収支の特徴は、微力化になっていることです。まず、マイナスの影響を受けている企業ですが、1つは外出自粛や移動制限に伴う消費の落ち込みがあります。鉄道ベース、航空輸送などは赤字に転落し、売上高も半減から7割減になりました。人の移動が減ると消費活動も落ち込むため、利益の減少幅は小売業で6割、サービス業も4割に達しています。もう一つは、海外の景気減速、生産停滞に伴う輸出への悪影響です。自動車は、一部を除き赤字に転落し、損益の悪化額は全産業で最大になりました。幅広い産業で材料として使われる鉄鋼や非鉄金属も赤字に転落、製造業は全体として非製造業よりも厳しい結果となっています。

逆に、業績を伸ばしている業種ですが、食品、医薬品、電気機器、証券、保険、陸送、倉庫、通信の8業種で利益が出ています。食品や衣料品は、生活になくてはならない商品です。巣籠もりで宅配需要が増え、在宅勤務も広がる中で物流なども、陸運業や通信も利益を伸ばしています。

問題は、コロナの影響が高齢者の働く現場を直撃しているものであります。雇い止めなどの窮状を訴える高齢者が相次いでいる一方、慢性的に人手不足の職場では感染リスクの不安を抱えながら仕事が続いています。いずれも背景には年金だけでは暮らせないという切実な訴えがあるのです。そうした中、仕事が原因でけがや病気になる労災は、高齢者層だけが高どまりを続けていることです。これまで比較的危険が少ないと考えられていた産業でも増加傾向になり、ひどい例では仕事で事故に遭っても労災と認められないケースもあることが分かっています。

人生100年時代と言われる中、現場で何が起きているのか、その現状をしっかりと分析し、私たちの老後の在り方を考えなければなりません。今や働く高齢者の数は906万人。その存在は、世の中にとって欠かせないものになっています。コロナ禍の中、アンケートが公表されておりますが、月収は落ちたかの質問に対し、66%の人が少なからず落ちたことが判明。対応として44%の人が現在貯金を切り崩しながらの生活をしていることが判明しています。特に、雇用関係が維持できなかった方の特徴は、臨時、パート、派遣、女性、高齢者、妊婦など様々であります。さらに、減ったのは収入だけでなく、仕事、残業、職場など多岐にわたっています。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、後期高齢者保

険料の減免申請の状況を報告いただき、これからの予想を含め、今後の対策を伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田基志君）ただいまの7番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）7番横川議員の質疑にお答え申し上げます。

認定第1号令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算のうち、後期高齢者医療事業特別会計歳入第10款「諸収入」、第3項「雑入」、第2目「返納金」に関し、不納欠損額70万7,321円の経緯についてであります。

後期高齢者医療制度におきましては、被保険者が医療機関等を受診した際、窓口で負担いただく医療費は、所得に応じて1割もしくは3割となっているところでございます。しかしながら、所得更正等により、所得額が一定の基準を超えた場合は、更正等があった時点に遡及するため、1割負担の被保険者が3割負担に変更となる場合があります。これにより差額の2割分の返納金等が生じるものでございます。また、転出等により、本広域連合の被保険者資格を喪失後に本広域連合の保険証を利用して受診した際にも返納金が生じる場合がございます。

今回の返納欠損額70万7,321円につきましては、対象件数は12件で、被保険者等に返納金の催告をしたにもかかわらず、死亡等により、結果として地方自治法第236条による5年の消滅時効となったものでございます。

また、今後の対策についてであります。

本広域連合では、債権管理条例に基づき、被保険者等に電話連絡や文書の発送、必要に応じた臨戸訪問など粘り強く対応しているところでございまして、今後とも不納欠損額の抑制に努めてまいりたいと存じます。

次に、収入未済額1億3,970万6,144円の経緯及び今後の対策についてであります。

収入未済額のうち、1億3,317万6,759円が五番丁病院の不正、不当請求に係る診療報酬返納金でございまして、残りの652万9,385円が先ほど申し上げました所得更正等に伴う窓口での負担割合の変更による医療費の差額分のほか、県外転出による資格喪失後の受診などに係る返納金等でございます。

また、今後の対策といたしましては、先ほど申し上げましたように、債権管理条例に基づき、債務者等に対する適時の催告など債権回収に向けて適切に対応してまいりたいと存じます。

また、医療法人社団ジーアンドケーが開設、運営する五番丁病院の不正請求した事件の経過についてであります。

五番丁病院は、平成26年5月に保険医療機関の指定取消しを受けて、平成27年9月に破産を申し立て、所定の手続が開始されておりまして、これまでに債権者集会在平成28年1月の第1回目から18回開催されており、既に4年10か月が経過しているところでございます。この間、破産管財人と相手方の代理人との間で裁判所を交えて、役員の実任査定等に関し和解協議を行っており、昨年12月に裁判所から五番丁病院の役員に対して破産債権届出額に相当する2億4,000万円余りを支払うよう、決定がございました。しかしながら、五番丁病院側がこの決定を不服として訴訟が提起され、現在係争中でございます。解決に至るまでにはまだしばらく時間がかかる見通しでございます。

また、債権の回収見込みについてであります。

先ほどお答え申し上げましたとおり、現在裁判が係争中でございますことから、その回収見込みをお示ししますことは困難かと存じております。

なお、破産管財人におきましては、少しでも多くの債権を回収し、債権者には高い配分率となるよう努めたいとの意向がありますことから、本広域連合といたしましても、引き続き債権者集會に出席をし、その動向を注視しながら、債権の回収に向け適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響のうち、保険料の減免申請の状況についてであります。

本広域連合では、国からの財政支援の下、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して令和元年度及び2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から3年3月31日までの間に納期が設定されているものについて減免を行っているところでございます。

なお、減免を決定した件数及び減免総額でございますが、今月5日現在、令和元年度分は84件、143万9,700円、2年度分は99件、804万300円でございます。減免対象者の職種は飲食業や美容業、製造業や漁業関係者など多岐にわたっております。

また、今後の予想及び対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した患者数は、現在全国各地で再び増加傾向にあり、今後もこの状況が当分の間、続くものと存じております。このため、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う減免対象者も今後増加することが予想されます。こうしたことから、本広域連合といたしましても新型コロナウイルス感染症対策として国からの財政支援を受ける中で引き続き各市町と連携、協力して被保険者や御家族等からの相談に丁寧に対応するなど、減免の対象となる方が支援を受けられるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

失礼します。ただいまの答弁の中で、返納金に関し、不納欠損額の経緯の中で、「返納欠損額」と申しあげましたが、正しくは「不納欠損額」の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○7番（横川重行君）ありません。

○議長（鎌田基志君）御発言がないようでありますので、以上で7番議員の質疑を終わります。

続きまして、質疑の通告がありますので発言を許します。

6番 中谷真裕美君。

○6番（中谷真裕美君）はい、議長——6番。

〔6番（中谷真裕美君）登壇〕

○6番（中谷真裕美君）認定第1号令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、4点お尋ねをいたします。

まず1点目は、特別会計歳入歳出決算事項別明細書11ページ、歳入第1款の「市町支出金」における保険料等負担金、被保険者から徴収した保険料についてです。

低所得者向け保険料軽減特例の段階的廃止による令和元年度の影響についてお伺いをいたします。

保険料の均等割が9割軽減だった方が8割軽減となりました。これによって保険料が約倍になっているというようですが、値上げとなった額は年度後半にまとめて引き落としで調整をされたため、4月の引き落としは800円だったが、12月は2,300円にもなるのはどうしてだという驚きの声をお聞きしたりもいたしました。被保険者の実際の負担感は、大変大きなものであったと思われまます。こういった軽減特例の廃止で9割軽減から

8割軽減へと大きな保険料増となった被保険者数、またこの軽減特例の廃止で令和元年度保険料収入が前年度と比べ幾ら増えたのか、収入増額分についてお尋ねをいたします。

2点目は、特別会計決算状況の全体に関してです。

特別会計歳入歳出決算事項別明細書16ページの実質収支に関する調書を見ますと、令和元年度決算では28億2,600万円余りの黒字、15億円の基金の繰入れ、積立てとなっています。さきにお尋ねをいたしました軽減特例の段階的廃止と翌令和2年度の制度発足以来の大幅な保険料値上げで負担増のダブルパンチとなった被保険者、しかも対象は低所得者の方になるのですが、この令和元年度の決算状況を見る限り、そのような負担を被保険者に求める財政状況ではなかったのではないかとの疑問を感じますので、この点について御説明をいただきたいと思います。

3点目は、一部負担金の減免制度についてです。

災害や失業などの特別な事由により、一時的に医療費の自己負担額である一部負担金の支払いが困難となった場合、減免や徴収猶予を受けられるようになっておりますけれども、この制度があること自体、あまり知られていない状況です。令和元年度のこの実績はどうだったのかをお尋ねいたします。

また、コロナ対策としての保険料の減免が運用をされております。先ほどの質疑の御答弁で令和元年度は84件と御説明がありましたけれども、その保険料の減免と合わせて、医療は必要であるけれども経済的な理由等で一部負担金の減免の対象と思われる被保険者には、併せてこういう制度があるとお知らせできるような各市町の窓口と連携した運用ができていたのか、令和元年度の状況について御説明をいただきたいと思います。

4点目に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書6ページ、第3款「民生費」中のオーラルフレイル対策モデル事業について、この年度の新規事業でしたけれども、その実績についてお尋ねをいたします。

被保険者が参加する地域の通いの場へ保健師や歯科衛生士を派遣してオーラルフレイルについてのチェックや指導をしてお聞きをしていましたが、どういった通いの場所でされていたのか、実施の箇所数、対象となった被保険者の人数についてお示してください。

また、この事業は本日会議の冒頭で大西広域連合会長からの御報告にもありましたけ



れども、令和2年度から始まっております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を見越してのモデル事業だったかと思えます。事業の評価、分析や課題等についていかがお考えか、お知らせください。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

○議長（鎌田基志君）ただいまの6番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）6番中谷議員の質疑にお答え申し上げます。

令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算のうち、低所得者向け軽減特例の段階的廃止による令和元年度の影響に関し、保険料均等割は9割軽減から8割軽減になった被保険者数及び保険料収入の増額分についてであります。

保険料軽減特例につきましては、これまで低所得者への措置として保険料均等割額が世帯の所得に応じて本則の7割から9割もしくは8.5割とする制度が設けられていたところでございます。しかしながら、平成27年1月に国が取りまとめた医療保険制度改革骨子を踏まえて、世代間の負担の公平化や負担能力に応じて負担する観点から、平成29年度より段階的に見直しを実施されております。

令和元年度には、これまで均等割額が9割軽減となっていた被保険者が8割軽減とされ、差額の1割分につきましては被保険者に御負担いただいたものでございまして、その対象人数は2万7,344人、保険料収入の増額分は約1億2,400万円でございます。

なお、国におきましては軽減特例の段階的な見直しと併せて、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給などを実施しておりますことから、被保険者の負担は一定程度緩和されているものと存じております。

次に、令和元年度決算は28億円の黒字があったことから、令和2、3年度の保険料率を引き上げる財政状況であったとは言えないのではないかについてであります。

本広域連合の令和元年度の特別会計の決算額による歳入歳出差引額は28億2,685万3,556円でございます。このうち15億円を財政調整基金に積み立てるとともに、残額13億円余を剰余金として令和2年度の歳入に編入しているものでございます。

また、保険料率改定の際には、被保険者の保険料率の負担を軽減するために、国からは翌年度に繰り越す財政調整基金も含めた剰余金を全額収入として試算するよう指示を

されております。このことから、令和2、3年度の保険料率改定に当たりましては、元年度の保険料、国等の負担金などの歳入や医療費などの歳出の財政状況を十分に精査して、剰余金を24億円と見込んで試算いたしましたところ、ほぼ同程度の額の剰余金を確保できたところでございます。

次に、一部負担金の減免制度のうち令和元年度の実績についてであります。

一部負担金の減免制度は、被保険者が被災するなど特別な事情の場合に医療費の一部負担金を減免できるものでございまして、令和元年度は申請がなく、実績はございませんでした。なお、一部負担金の減免制度の周知につきましては、本広域連合のホームページや被保険者証を送付する際に同封している小冊子、香川県後期高齢者医療の御案内に掲載しておりますほか、市町の窓口や電話での問合せ等においても対応しているところでございます。

次に、コロナ対策の保険料減免と併せての運用と各市町と連携しての対応についてであります。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済や雇用に与える影響が見込まれることから、様々な施策を実施しております。本広域連合におきましても国からの財政支援の下、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方に対しましては、保険料の減免を行っているところでございます。

なお、申請の受付につきましては市町が窓口となっております、被保険者や御家族の状況、収入の減少状況などを聞き取った上で手続を進めております。また、一部負担金の減免の申請の受付につきましても、これまでどおり市町の窓口において丁寧に対応してまいりたいと存じます。

次に、オーラルフレイル対策モデル事業のうち実施箇所数、対象となった被保険者数、評価分析についてであります。

オーラルフレイル事業は、高齢者が参加する地域の通いの場等に保健師や歯科衛生士等を派遣して、歯や口の健康相談をすることで口腔機能の低下予防等を図るとともに、これまで通いの場等に参加していなかった高齢者を社会参加につなげるものでございます。

なお、令和元年度の実施箇所数は、4市6町、40箇所、対象の被保険者数は約440人でございました。

また、このモデル事業に対する評価分析といたしましては、通いの場等においては、

これまで歯科の健康相談等はあまり実施されていなかったことから、口腔体操などを実施すると、すぐに実践したい、ぜひ友人を誘いたいと参加者からは好評で、被保険者の行動変容にもつながる事業として一定の効果があったものと存じます。

なお、令和2年度はコロナ禍の影響により、通いの場等への専門職の派遣を中止し、啓発用舌ブラシを市町へ配布して、周知啓発に活用していただいているところでございます。

また、今後の課題についてであります。

オーラルフレイルという言葉がまだ高齢者に知られていないことから、本広域連合といたしましては、より一層周知啓発に努めますとともに、令和元年度は本広域連合が主体となってこの事業を実施したものの、被保険者にとって身近な市町が実施したほうが多彩な展開が可能になるものと存じているところでございます。こうしたことから、令和3年度からは、各市町が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む際に、オーラルフレイル事業を健康事業のメニューの一つとして組み込んで口腔機能の重要性を周知していただくとともに、本広域連合といたしましても事業結果の分析など各市町の支援に努めてまいりたいと存じます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○6番（中谷真裕美君）はい、議長——6番。

○議長（鎌田基志君）6番 中谷真裕美君。

〔6番（中谷真裕美君）登壇〕

○6番（中谷真裕美君）1項目だけ再質疑をさせていただきたいと思います。

2点目の特別会計決算状況の全体に関する質疑に対する答弁ですが、令和2年度、3年度の保険料を改定する際に、その場合の剰余金24億円は全て保険料の改定のときに組み込むように、そのように措置をして保険料を考えたという御説明でありましたけれども、それは承知いたしました。それでもなおその剰余金ではなくて、基金のところで一定額、15億円を積み立てておりますし、今現在も財政調整基金がこの会計の中にあるわけで、それだけのたくさんの基金を置いておくような形での保険料設定でよいのかということをお聞きしています。

前回も取り上げましたけれども、県のほうには財政安定化基金が18億円ずっとありまして、それをいざというときには借入れをするなり、活用するなりということが出来る

ので、そんなにたくさん基金を置いておかなくてもいいような保険料率の改定でいいのではないかと、設定の際にはいざというとき、足りなくなったときには県の財政安定化基金が18億円ある、このことを念頭に入れて、なるべく保険料率を抑えるということができるとはなかったのかということ再度お聞きをしておきます。

以上です。

○議長（鎌田基志君）答弁について理事者側の調整のためしばらくお待ちを願います。

ただいまの6番議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）6番中谷議員の再質疑にお答え申し上げます。

令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算のうち、令和元年度決算は28億円の黒字があったことから、令和2、3年度の保険料率を引き上げる財政状況であったとは言えないのではないかについてであります。

先ほども申し上げましたように、保険料率改定の際には、被保険者の保険料率の負担を軽減するために、国からは翌年度に繰り越す財政調整基金を含めた剰余金を全額収入として試算するように指示をされております。このことから、令和2、3年度の保険料率改定に当たりましては、元年度の保険料、国等の負担金などの歳入や医療費などの歳出の財政状況を十分に精査をして適切な規模の剰余金を24億円と見込んで試算をいたしましたところ、ほぼ同程度の額の剰余金を確保できたところでございます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再々質疑はありませんか。

○6番（中谷真裕美君）ありません。

○議長（鎌田基志君）御発言がないようでありますので、以上で通告による質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第13号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正

についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号令和元年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて令和2年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時56分 閉会

---

会議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 氏 家 寿 士

議 員 川 西 米 希 子